

第3号議案

豊後大野市児童館条例の一部改正について

豊後大野市児童館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

利用登録者数の減少に伴い、豊後大野市朝地児童館を廃止し、並びに豊後大野市大野児童館の休館日及び開館時間を見直したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市児童館条例の一部を改正する条例

豊後大野市児童館条例（平成 17 年豊後大野市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表豊後大野市朝地児童館の項を削る。

第 5 条中「休館日」の次に「（以下「休館日」という。）」を加え、同条第 3 号中「の日」の次に「（前号に掲げる日を除く。）」を加え、同号を同条第 4 号とし、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 土曜日（豊後大野市大野児童館に限る。）

第 6 条中「午前 9 時 30 分から午後 6 時まで」を「次のとおり」に改め、同条に次の表を加える。

名称	開館時間
豊後大野市三重ふれあい児童館	午前 9 時 30 分から午後 6 時まで
豊後大野市大野児童館	午後 1 時から午後 6 時まで。ただし、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 29 条第 1 項の規定により教育委員会が定める休業日（休館日を除く。）にあっては、午前 9 時 30 分から午後 6 時まで

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（豊後大野市朝地憩いの村条例の一部改正）
- 2 豊後大野市朝地憩いの村条例（平成 17 年豊後大野市条例第 146 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

第 5 条中「第 5 号まで」を「第 4 号まで」に、「、豊後大野市指定訪問介護事業所条例（平成 17 年豊後大野市条例第 142 号）及び豊後大野市児童館条例（平成 17 年豊後大野市条例第 136 号）」を「及び豊後大野市指定訪問介護事業所条例（平成 17 年豊後大野市条例第 142 号）」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 5 号まで」を「第 4 号まで」に改め、同項第 3 号中「の日」の次に「（前号に掲げる日を除く。）」を加える。